

地方独立行政法人神奈川県立病院機構業務方法書新旧対照表（案）

新	旧	変更理由
<p>第1条～第12条（略）</p> <p>（情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項）</p> <p>第13条 県立病院機構は、次の各号に掲げる事項を定めた情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程等を整備するものとする。</p> <p>(1) 情報セキュリティの確保に関する以下の事項</p> <p>ア 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保</p> <p>イ 情報漏えいの防止（特に、システム管理を外部に委託している場合における情報漏えいの防止）</p> <p>(2) 個人情報保護に関する以下の事項</p> <p>ア 個人情報保護に係る点検活動の実施</p> <p>イ <u>「個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）」の遵守</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第22条第1項の規定による神奈川県知事の認可の日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第12条（略）</p> <p>（情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項）</p> <p>第13条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>ア（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>ア（略）</p> <p>イ <u>「神奈川県個人情報保護条例」の遵守</u></p>	<p>「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」の改正により、同法が当機構に令和5年4月1日から適用されることになった。</p> <p>なお、「神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）」は同日付で廃止された。</p>

地方独立行政法人神奈川県立病院機構業務方法書の一部変更について

1 趣旨

「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」の改正により、同法が当機構に令和5年4月1日から適用されることになった。

それに伴い、「神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）」が同日付で廃止になったことから「地方独立行政法人神奈川県立病院機構業務方法書」の一部変更を行う。

2 変更内容

第13条第2号イを「神奈川県個人情報保護条例」の遵守から、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」の遵守に改める。

3 施行期日

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第22条第1項の規定による神奈川県知事の認可の日から施行する。